

令和3年山形村議会第3回定例会

議事日程（第1号）

令和3年9月3日（金曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和3年9月3日

(13日間)

至 令和3年9月15日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願、陳情の委員会付託

日程第 6 報告第 3号

日程第 7 報告第 4号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 8 同意第 4号

日程第 9 同意第 5号

日程第10 同意第 6号

日程第11 諮問第 2号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第12 認定第 1号

日程第13 認定第 2号

日程第14 認定第 3号

日程第15 認定第 4号

日程第16 認定第 5号

日程第17 認定第 6号

日程第18 認定第 7号

日程第19 議案第32号

日程第 2 0 議案第 3 3 号
日程第 2 1 議案第 3 4 号
日程第 2 2 議案第 3 5 号
日程第 2 3 議案第 3 6 号
日程第 2 4 議案第 3 7 号
日程第 2 5 議案第 3 8 号
日程第 2 6 議案第 3 9 号
日程第 2 7 議案の委員会付託

出席議員（11名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	1 0 番 小 林 幸 司 君
1 1 番 小 出 敏 裕 君	1 2 番 福 澤 倫 治 君
1 3 番 三 澤 一 男 君	

欠席議員

9 番 竹 野 入 恒 夫 君

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 赤羽孝之 君
教 育 長 根橋範男 君	代 表 監 査 員 笹野初雄 君
総務課長兼 会計管理者 上條憲治 君	企 画 振 興 課 長 藤沢洋史 君
税 務 課 長 笹町通憲 君	住 民 課 長 中川俊彦 君
保 健 福 祉 課 長 篠原雅彦 君	子 育 て 支 援 課 長 堤 岳志 君

産業振興
課長 村田鋭太 君

建設水道
課長 古畑佐登志 君

教育次長
(教育政策課長) 小林好子 君

総務課
財政係長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君

書記 上條美季 君

◎開会宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。これより、令和3年第3回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染抑制を図るため、今定例会においても、マスクの着用など、感染防止策へのご理解とご協力を改めてお願いいたします。

次に、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） それでは、竹野入恒夫議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番、大月民夫議員、8番、百瀬章議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三澤一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から9月15日までの

13日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から9月15日までの13日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長（三澤一男君） 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 残暑の厳しい日が続いておりましたが、ようやく秋の到来を感じる季節となりました。

本日、令和3年第3回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、いまだ感染拡大を続けております新型コロナウイルス感染症であります。現在第5波のデルタ株の猛威に対抗するため、県では8月12日から9月2日まで、「新型コロナ『デルタ株』と闘う県民共同宣言」を県関係の18団体とともに発令し、感染予防対策に努めておりました。

この感染力が強いデルタ株と闘うため、8月20日には、全県の感染警戒レベルを5に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、医療関係者や市町村等の協力の下、療養・検査体制の強化とワクチン接種の加速化を進めております。

8月中旬から、県内の重症者数も連日過去最多を更新し、ここ数日は、確保病床使用率が50%を超える日もございました。

県内の新規陽性者数は、やや減少傾向にはございますが、県では、感染拡大を徹底的に食い止める観点から、9月2日までの全県の「特別警報Ⅱ」を9月12日まで延長し、「命と暮らしを救う集中対策期間」として感染防止対策を強化しております。

当村のワクチン接種の状況につきましては、接種対象者へ、順次接種券の発送を行い、8月末現在で全対象者への発送が終了しております。

現在、村内の接種対象者の約半数が接種を完了し、希望者全員の接種が11月には完了できるよう、担当課職員・医療関係者を中心に、土曜、日曜、水曜日の週3回、

いちいの里において、ワクチンの接種を行っております。

次に7月の梅雨明けから多発しております水害について申し上げます。

7月21日の午後4時過ぎ、鉢盛中学周辺から朝日村・塩尻市の一部の地域において激しい雨とともに約1センチほどの降雹がありました。収穫期のスイカや成長期の白ネギなどの農作物に約800万円の被害が発生しております。

8月1日には、午後4時半頃、竹田地区を中心に集中豪雨が発生し、激しい雨とともに風速22メートルの強風による果実の落下やネギなどの倒伏があり、農作物で約80万円の被害が生じております。

8月11日から21日にかけては、日本列島周辺に停滞した前線の影響で、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、九州地方や中国地方で多大な被害が発生しております。

県内では8月13日から15日に、前線停滞の大雨により中南信を中心に土砂災害が発生しました。予測の困難な土石流の犠牲になられた家族の皆様のご冥福と被災された地域の皆様の一日も早い復興を祈念するところでございます。

また山形村においては、3日間の降水時間54時間、総降水量262ミリで、14日の午後1時過ぎに、土砂災害警戒レベル3相当、午後8時過ぎには、レベル4相当が発令されました。村が開設しましたトレーニングセンター体育館の避難所では、午後5時の開設から4世帯14名の方が避難され、翌日の正午までには全員の方が、無事自宅へ戻られております。

道路河川などの被害の状況ではありますが、土木関係では、四谷地区の山際道路への倒木、新田原・なろう原の山際の沢や水路の溢水による林道や村道の侵食がございました。清水高原の簡易水道では、取水口への土砂流入により、一時給水停止となりましたが、土砂の搬出を行い、数時間後には復旧をしております。

また、四谷穴観音下の土砂崩壊、林道堂ヶ入線の路肩の崩壊、穴観音の南のため池の溢水による畦畔の崩壊などの被害が発生しております。

また、農作物では、長芋の畝の冠水やスイカの圃場では水分過多による裂果など、約2,700万円の被害が発生しました。

被災箇所につきましては、応急の対応を含め、一日も早い復旧を進めているところであります。

次に、第2回定例会以降の村政の2つの事項について報告いたします。

1つは、各区の区長さんをはじめ役員の皆様にお願ひし、取りまとめていただいております。

りました地域づくり実施計画の見直しを行い、当分の間各区からの要望の取りまとめは行わないことといたしました。

現在の地域づくり実施計画は、昭和50年代後半から国の新農業構造改善事業の事業採択のために作成した村づくり計画が原点であります。

戦後の山形村が農村として大きく飛躍する基盤となります。中信平国営事業により昭和40年代から進められた梓川からの農業用水が安定的に供給されることとなりました。

この間、第1次・第2次の農業構造改善事業などによる農地の土地基盤整備、また農業者トレーニングセンター・各地区のミニ集落センターの整備などを進めてまいりました。

農村の生活環境の改善や暮らしやすい村づくりを目指し、農政関係の多くの大型事業を取り入れ、地域の集会所や農業機械の共同利用センターの設置など、農業の近代化も進み、今では、特産の長芋をはじめスイカやネギなどの多くの農産物を産出する県内屈指の農業地帯に発展を遂げております。

現在の地域づくり実施計画として取りまとめられている要望は、道路や河川などの維持補修が大半を占めている現状であります。

各区から要望事項は約200件でしたが、このうち、国県や他の組織の管理に関わるものについては、それぞれの機関へ要望などの手配をいたしております。

現在、未実施の村に関わる要望95件については、9月上旬に現地調査を行い、そのうち26件については令和4年度末までに実施し、69件については、現状では村の事業としては実施しないと判断をし、過日の区長会においてそれぞれ詳細を報告いたしております。

今後は、維持補修については、直接担当課へ連絡をいただき、スピード間を持って対応を努めることといたします。

また、区や村に関わる公益性の高い事業等につきましては、その都度ご相談をいただき、それぞれ迅速に対応したいと考えております。

2つ目は、新生活運動の事業の一環として行っていた葬儀のお知らせについてでございます。このお知らせの目的は、亡くなられた方や葬儀の日程をお知らせすることよりも、新生活運動の本来の目的であります過度な金銭の負担や古い慣習、習慣などを改善するための呼びかけとして行ったものであります。

山形村も混住化が進み、村民の皆さんの価値観も多様化している中で、現状では、

その役割を終わったものと判断し、葬儀のお知らせは、この8月をもって終了することといたしました。

次に工事の発注状況については、お手元に配付させていただきました発注状況の一覧を御覧いただきたいと思っております。

本定例会に上程いたします案件は、教育委員の任命、固定資産評価審査委員の選任、人権擁護委員の推薦に関わる人事案件が4件、令和2年度の山形村一般会計など7会計の決算認定と水道事業の剰余金の処分について1件、条例の一部改正が3件、令和3年度補正予算4件を上程いたしました。

ご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（三澤一男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、3請願第2号と第3号、及び3陳情第2号と第3号の合計4件であります。

ここで本請願の紹介議員より、内容説明を求めます。

3請願第2号「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書』採択を求める請願書」について、内容説明を求めます。大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

（2番 大池俊子君 登壇）

○2番（大池俊子君） それでは、請願書の説明を行いたいと思っております。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願ということで、請願事項としまして、2022年度予算編成の件につき、以下の内容の意見を、政府及び関係行政官庁に宛てて提出していただきたいということです。

どの子にも行き届いた教育をするために、さらなる少人数学級推進と、教育予算の増額をすること。また複式学級の学級定員を引き下げること。

請願事由としまして、長野県では既に35人学級が中学まで行われており、国の制度でやることは不可欠だと思います。本年度からようやく5年計画で小学校での35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に昭和55年以降40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。

新たな生活様式で、コロナということで、今こそ少人数学級というのが求められていると思います。この間、一般質問でも何人かの議員さんが質問に立ちました。まだ実現されてはいませんが、文科省の今後の学級編成及び教職員定数の改善に関する教育関係団体のヒアリングということで、アンケートを取った内容がありますが、その中で保護者のアンケートでは30人学級、保護者が思う適正な1クラスの児童生徒数ということで、30人が45.4%、20人が16%、35人が8.4%の順となっています。また、OECDでは、21.4人が好ましいという結果も出ています。

以上のことから、慎重な審議をよろしくお願いします。

○議長（三澤一男君） 次に、3請願第3号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書」について、内容説明を求めます。大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

（2番 大池俊子君 登壇）

○2番（大池俊子） それでは「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願ということで、請願事項としまして、へき地教育振興法第1条「教育の機会均等の趣旨に基き、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もってへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする」に照らし合わせ、以下の内容の意見書を長野県知事宛てに提出していただきたいということで、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率に戻すということです。

これも毎年出ていますが、長野県が2006年度より、一級地のへき地手当率を文

科省省令で定める基準 8%の 8分の 1 に過ぎない 1%にするなど、大幅な削減を行いました。そのままずっと来ていて、若干は地域手当の 2%の一律分を超えて一級地 3%など、省令基準の 3分の 1 程度まで回復はしていますが、まだまだ格差があります。

毎年出ている請願ではありますが、ここでもう一度審議していただき、県へ意見書を出していただきたく思います。よろしくお願いします。

- 議長（三澤一男君） 本日提案されました請願及び陳情 4 件については、会議規則第 92 条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

◎報告第 3 号

- 議長（三澤一男君） 日程第 6、報告第 3 号「令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。村長より報告を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 報告第 3 号「令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の説明を申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項の規定により、財政の早期健全化、財政の再生に関する指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 指標による「健全化判断比率」を監査委員の意見をつけて議会へ報告するものであります。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字がないため、前年度と同様に数値なしとなりました。

実質公債費比率は前年度に比べ 0.5 ポイント上昇して 7.2%となりましたが、早期健全化基準は該当しませんでした。

また、将来負担比率は前年度と同様に、数値なしとなりました。

次に、同じ法律の第 22 条第 1 項の規定により、公営企業の経営健全化に関する指標であります「資金不足比率」を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計及び清水高原簡易水道特別会計の全ての会計で資金不足は生じていないため、前年度と同様に数値なしとなり、いずれ

も経営健全化基準には該当しませんでした。

以上、報告申し上げます。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 説明の中で、数字を間違えて報告いたしました。

「実質公債費比率は前年度に比べ0.5ポイント上昇し」と申し上げましたが、「0.1ポイント上昇」の間違いでありますので、訂正させていただきます。

○議長（三澤一男君） 村長の説明が終了しました。続いて担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

報告第3号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） ここで代表監査委員より「令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」の審査意見について報告をお願いします。

笹野代表監査委員。

（代表監査委員 笹野初雄君 登壇）

○代表監査委員（笹野初雄君） それでは、令和2年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査をいたしましたので、審査意見書につきましてご報告申し上げます。

初めに「令和2年度山形村健全化判断比率審査」でございます。

審査に付された健全化判断比率及び関係書類は、いずれも適正に作成されていることを認めました。

実質赤字比率、連結赤字比率は、いずれも発生しておりません。

実質公債費比率は7.2%で、早期健全化基準の25%の範囲内です。また将来負担比率は数値なしであります。このことから是正・改善を要する事項はございません。

次に「令和2年度山形村資金不足比率審査」でございます。

審査に付された資金不足比率と関係書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

清水高原簡易水道特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計とも、資金不足比率は発生しておりません。このことから、是正・改善を要する事項はございません。

以上、審査意見のご報告を申し上げます。

○議長（三澤一男君） 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審

査意見についての報告が終わりました。

それでは、報告第3号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

小出敏裕議員。

- 11番（小出敏裕君） 数字のちょっとしたことで大変恐縮なのですが、伺いたいことが1点ございます。

というのは、健全化判断比率の中の実質公債費比率でございますが、今年度7.2%ということでございます。ところが前年の決算のときに、これが6.9%という報告をされているのですけれども、この6.9%で計算すると違った数字になるような気がするんです。今回7.1%の数字が違った理由というのがあったら教えていただけますか。

- 議長（三澤一男君） ただ今の質問に、児玉財政係長、答弁願います。

- 財政係長（児玉佳子君） 今回の質問なんですけれども、昨年度の実質公債費比率を算定する際に、元利償還金の利子の金額を算入するのを見落としとしておりまして、実質公債費比率の率を、単年度6.9%というのを修正しております。

また決算説明で詳しくご説明させていただきますが、単年度の実質公債費比率を7.9%に修正させていただいておりますので、そちらを使いますと、平均昨年度が7.1、今年度が7.2という数値となっておりますので、お願いいたします。

- 議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

- 11番（小出敏裕君） 説明ありがとうございます。よく分かりました。

前年7.2で出ていたのが、今回7.9に修正するということでございますね。

- 議長（三澤一男君） 児玉財政係長。

- 財政係長（児玉佳子君） 単年度で6.2だったものを7.9に修正ということになります。

- 議長（三澤一男君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で報告第3号は終了いたします。

◎報告第4号

- 議長（三澤一男君） 日程第7、報告第4号「令和2年度山形村一般会計継続費精算

報告について」を議題とします。村長より報告を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 報告第4号「令和2年度山形村一般会計継続費精算報告について」の提案説明を申し上げます。

令和元年及び令和2年度にわたり設定しておりました継続費に係る継続年度が終了いたしましたので地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告書を調製し、これを議会に報告するものであります。

この報告書は、スカイランドきよみずの空調設備、改修工事に伴う設計監理委託料及び工事費となっております。精算内容については精算報告書のとおりでございますので、御覧いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長(三澤一男君) 村長の説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があればこれを許します。

報告第4号についての詳細説明はありますか。

○総務課長(上條憲治君) ありません。

○議長(三澤一男君) 「令和2年度山形村一般会計継続費精算報告について」の報告が終わりました。

それでは、報告第4号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で報告第4号は終了いたします。

◎同意第4号～6号・諮問第2号

○議長(三澤一男君) 日程第8、同意第4号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から、日程第11、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」まで4議案は、人事に関する議案でありますので、一括議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 初めに、同意第4号及び同意第5号の「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案説明を一括して申し上げます。

現教育委員4名のうち、平林昌廣氏と窪田典子氏の2名の委員が、令和3年9月30日をもって任期満了となります。

教育行政を取り巻く環境は大きく変化し、課題も多様化してきております。こうした状況下でありますので、両氏のこれまでの経験を生かし、引き続き教育行政の運営に力を発揮していただきたく、再び教育委員に任命しようとするものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、平林昌廣氏、窪田典子氏ともに、人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関し識見を有しておられ、適任者であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、同意第6号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」提案説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の価格に関わる不服を審査決定するため、市町村に設置するものとして地方税法に定められ、山形村税条例第78条により3名の委員で組織されております。

この3人のうち、上條勝氏につきましては、令和3年9月30日をもって3年の任期満了となるため、後任として山形村4792番地、上條君俊氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

固定資産の評価という適正と均衡の確保が求められる問題に関する不服の処理は、村の固定資産の実態を熟知し中立公正で慎重に審査を行うことが重要であります。上條君俊氏に委ねることが適当と考え、選任したいと考えております。

ご同意をいただきますよう、お願い申し上げます。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現在、人権擁護委員であります上條智子委員が令和3年12月31日をもって任期満了となることから、法務大臣から山形村長に対し、長野地方方法務局長を通じて委員候補者の推薦依頼がございました。

つきましては、新たに上大池区堤南連絡班の金井明子氏を推薦したいと考えておりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、村議会の意見を聞いて、法務大

臣に委員候補者を推薦することになっているため、議会の意見をお聞かせ願うものでございます。ご審議をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、同意第4号から諮問第2号までの4議案については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。

よって、同意第4号から諮問第2号までの4議案については、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで、休憩します。

休憩。

（午前 9時38分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午前 9時44分）

○議長（三澤一男君） それでは、先ほど議題としました日程第8、同意第4号の議案についてお諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） 討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、同意第4号は原案のとおり同意

することに決定しました。

次に、日程第9、同意第5号の議案についてお諮りします。

本案件も既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) 討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、同意第5号については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第10、同意第6号の議案についてお諮りいたします。

本案件も既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) 討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第11、諮問第2号の議案についてお諮りいたします。

本案件も既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) 討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

諮問第2号について、原案のとおり答申することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、諮問第2号については原案のとおり答申することに決定しました。
-

◎認定第1号～認定第7号

- 議長（三澤一男君） 日程第12、認定第1号から、日程第18、認定第7号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

- 村長（本庄利昭君） 認定第1号から認定第7号までの令和2年度決算7件について提案説明を申し上げます。

山形村の令和2年度の一般会計1会計、特別会計4会計、公営企業会計2会計の計7会計に係る決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の承認を求めるものであります。

詳細につきましては、令和2年度の決算を調整しました会計管理者から各会計につきまして、説明をいたします。

ご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

- 議長（三澤一男君） 次に、上條会計管理者より、認定第1号から認定第7号までの議案について、決算書の説明を求めます。

上條会計管理者。

(会計管理者 上條憲治君 登壇)

- 会計管理者（上條憲治君） それでは、認定第1号から第7号、令和2年度山形村一般会計、特別会計、公営企業事業会計の歳入歳出決算の概要について、一括して説明を申し上げます。

詳細につきましては、後日議会全員協議会におきまして、各課から説明の機会がございますので、決算書の款項別集計表に基づき、主な項目について前年度決算額との比較を中心に、千円単位で概要をご説明いたします。

初めに、認定第1号、山形村一般会計についてご説明いたします。

①ページの歳入歳出決算総括表を御覧ください。

繰越明許費を含む歳入総額は、前年度と比較して、10億2,581万5,000円多い、50億

2,439万9,000円。歳出総額は、10億6,267万9,000円多い、49億3,131万5,000円で、実質収支額は7,005万5,000円となっております。また、繰越明許費として翌年度へ繰り越した額は6,275万2,000円であります。

次の②ページの款項別集計表を御覧いただきたいと思います。歳入についてご説明いたします。

1 款の村税は、収入済額10億5,495万円で昨年より890万円の減額。収入未済額は2,018万2,000円で320万6,000円の減額でありました。

6 款の法人事業税交付金は、新たに創設されましたもので、481万4,000円となっております。

1 0 款の地方交付税は収入済額13億4,147万9,000円で6,943万6,000円の増額となっております。

③ページを御覧ください。

1 4 款、国庫支出金は収入済額14億3,772万2,000円で11億4,946万8,000円の増額となっております。新型コロナウイルス感染症対策が主な増額要因であります。

1 7 款の寄附金は収入済額1,992万1,000円で313万7,000円の増額となりました。

⑤ページを御覧ください。次に歳出であります。

2 款の総務費は支出済額15億8,813万6,000円で10億3,501万8,000円の増額となりました。これは新型コロナウイルス感染症対策、及び防災関係の整備事業によるものであります。

7 款の商工費は支出済額8,549万3,000円で5,125万8,000円の増額となり、新型コロナウイルス感染症対策として、村内の飲食店への特別支援臨時給付金の支給が増額の主な要因であります。

1 0 款の教育費は4億7,766万5,000円で1億6,213万3,000円の増額となっております。ふるさと伝承館解体工事関係事業、トレセン及びミラ・フード館のトイレ改修事業が増額の主な要因であります。

222ページを御覧いただきたいと思います。基金の保管状況についてであります。

令和2年度は、総額5,348万8,000円増額の基金残高25億3,851万円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を説明いたしました。

次に、特別会計について説明をさせていただきます。

認定第2号、国民健康保険特別会計についてであります。

①ページの歳入歳出決算総括表を御覧いただきたいと思います。

歳入総額は前年度と比較して4,131万4,000円少ない10億840万1,000円。歳出総額は1,337万1,000円少ない10億91万4,000円で、実質収支額は748万7,000円となっております。

②ページの款項別集計表を御覧いただきたいと思います。

歳入の1款、国民健康保険税は2億4,003万9,000円で、新型コロナウイルスの影響によります更正、減免もありまして、前年度と比べ、2,301万3,000円の減額となっております。収入未済額は272万8,000円減の2,402万4,000円でありました。

③ページを御覧ください。

歳出の2款、保険給付費は、6億6,899万6,000円で1,534万4,000円の減額となっております。

20ページを御覧いただきたいと思います。基金の保管状況についてであります。国民健康保険支払準備基金として令和2年度末現在高は7,976万7,000円となっております。

次に、認定第3号、後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

①ページの歳入歳出決算総括表を御覧いただきたいと思います。

歳入総額は、前年比102万8,000円多い、8,158万1,000円。歳出総額は71万6,000円多い、8,083万7,000円で、実質収支額は74万3,000円となりました。

③ページの款項別集計表を御覧いただきたいと思います。ここはページが前後しており、申し訳ありません。

歳入の1款、後期高齢者医療保険料は6,533万2,000円で前年度より78万2,000円の増となりました。収入未済額は25万9,000円であります。

②ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の2款、後期高齢者医療広域連合納付金は8,081万8,000円で、72万円の増額となっております。

次に、認定第4号、介護保険特別会計についてであります。

①ページの歳入歳出決算総括表を御覧いただきたいと思います。

歳入総額は前年比990万6,000円多い、7億4,546万1,000円。歳出総額は283万2,000円少ない6億9,957万9,000円で、実質収支は4,588万2,000円となっております。

②ページの款項別集計表を御覧ください。

歳入の1款、介護保険料は1億7,836万8,000円で、100万6,000円の減額となっております。収入未済額は416万3,000円であります。

③ページを御覧ください。

歳出の2款、保険給付費は、支出済額6億2,187万8,000円で、329万6,000円の増額となっております。

4款の基金積立金は1,661万円で、飛んで30ページの下段の表のとおり、介護保険支払準備基金の残高は7,451万2,000円となっております。

認定第5号、清水高原簡易水道特別会計についてであります。

①ページの歳入歳出決算総括表を御覧いただきたいと思ひます。

歳入総額は前年度比236万8,000円多い、1,643万2,000円。歳出総額は226万5,000円多い1,584万2,000円で、実質収支は58万9,000円となっております。

②③ページの款項別集計表を御覧いただきたいと思ひます。

歳入の1款、使用料及び手数料は428万5,000円。歳出の1款、経営管理費は448万3,000円となりました。

8ページを御覧いただきたいと思ひます。

清水高原簡易水道建設改良基金であります、令和2年度で6,000円積み立て、残高は843万8,000円となっております。

次に公営企業事業会計であります。

認定第6号、水道事業会計についてご説明いたします。

決算書の上水13ページから収益費用明細書に基づきご説明いたします。

初めに収益的収支であります、水道事業収益は2億1,236万2,000円で、551万1,000円の増額。水道事業費用は1億7,562万7,000円で、357万7,000円の増額。純利益は3,673万4,000円で、193万4,000円の増となっております。

次に資本的収支であります。上水15ページを御覧いただきたいと思ひます。

資本的収入は273万2,000円で、706万7,000円の減額。資本的支出は6,814万8,000円で996万9,000円の減となっております。

差引不足額の6,541万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填をしております。

積立金の保管状況は減債積立金4,500万円、建設改良積立金2億9,000万円となっております。

続いて、認定第7号、下水道事業会計についてであります。

決算書の下水15ページからの収益費用明細書に基づきご説明いたします。

初めに収益的収支であります、下水道事業収益は4億3,114万6,000円で、前年度

比248万5,000円の増。下水道事業費用は3億6,820万1,000円で、471万1,000円の増。純利益は6,294万5,000円で、222万5,000円の減となっております。

次に資本的収支であります。資本的収入は8,808万8,000円でありまして、232万7,000円の増。資本的支出は2億5,687万3,000円で、372万3,000円の増となっております。

差引不足額1億6,878万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分未処分利益剰余金及び消費税資本的収支調整額で補填をしております。

基金の保管状況であります。公共下水道施設整備推進基金として2億3,429万円となっております。

以上で、令和2年度山形村一般会計、特別会計、公営企業事業会計の歳入歳出決算の概要について説明を終わります。

○議長（三澤一男君） 以上で、認定第1号から認定第7号までの説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、認定第1号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第2号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第3号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第4号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第5号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第6号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第7号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 以上で、提案説明が終わりました。

ここで、代表監査委員より令和2年度一般会計決算及び特別会計決算並びに公営企業事業会計決算について、決算審査意見書の報告をお願いします。

笹野代表監査委員。

(代表監査委員 笹野初雄君 登壇)

○代表監査委員(笹野初雄君) 令和2年度決算審査を本年7月27日から8月3日にかけて実施をいたしました。

令和2年度山形村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算につきまして、地方自治法及び地方公営企業法関係法令に基づき、審査結果をご報告申し上げます。

審査の対象等につきましては1ページに記載のとおりでございますので、御覧をいただきたいと思っております。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の書類は、いずれも関係法令にのっとり作成されており、各会計の決算計数及び会計処理はいずれも適正であることが認められました。

また、運用基金は、土地開発基金の年度末現在高は7,889万3,000円でありました。

以下、数字につきましては1,000円単位で申し上げます。

次に、各会計の決算計数の概要は2ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、審査意見でございます。総括といたしまして、一般会計においては、前年度と比較して歳入決算額で10億2,581万5,000円、歳出決算で9億6,267万9,000円増加しております。大型の決算でありました。これは、新型コロナウイルス対策によるものであります。

歳入歳出差引額は9,308万4,000円。実質収支額は7,005万5,000円であり、実質収支比率は2.6%です。単年度の財政力指数0.45でありました。

経常収支比率は81.2%を1.7%下回っております。また、人件費は25.4%でありました。

公債費負担比率は9.3%と、前年に比べ1.4%下がっております。

まず、一般会計から申し上げますと、村税収納状況は、収入済額では、前年度と比較すると890万円ほど減少となっております。

収入未済額は2,018万3,000円となり、前年度より320万7,000円の減少となっております。徴収率は前年と比較すると0.2ポイント上昇し、98.0%でありました。収納率向上・滞納解消への努力がうかがわれます。

収入未済額は依然として多額な状況となっておりますので、税の公平負担の面からも、引き続き積極的な収納対策に努めていただきたいと思っております。

基金の年度末における総額は、24億5,961万7,000円でありました。財政調整基金は4,586万9,000円が積み立てられており、1億円を公共施設整備基金に積み替えられて

おり、計画的な財政運営に努められていると思います。

次に、特別会計であります。

まず、国民健康保険特別会計を申し上げます。

歳入歳出額、実質収支額とも、748万7,000円でありました。

年度末の支払準備基金は、7,976万7,000円であります。

保険税の徴収率は前年度に比較すると0.1ポイント上昇し、90.6%でした。

収入未済額は昨年度より272万8,000円の減となっております。

計数は御覧のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

徴収率は、前年度と比較しまして、同様であります。収入未済額は、1万2,000円減少しております。

計数等は御覧いただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計です。

歳入歳出差引額、実質収支額とも4,588万2,000円でありました。年度末の介護保険支払準備基金は7,451万2,000円となっております。

計数等は御覧をいただきたいと思います。

次に、清水高原簡易水道特別会計です。

特に問題なく運営されております。

運用基金につきましては、冒頭申し上げたとおりでありますので、省略いたします。

次に、公営企業会計であります。

まず、水道事業会計を申し上げますと、今年度も順調な運営がされております。有収率85.9%で前年度に比較して、1.10ポイント上昇しております。

当年度の純利益は、3,673万4,000円。前年度繰越利益剰余金を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は6,614万1,000円となっております。

計数は御覧をいただきたいと思います。

次に、下水道事業会計です。

有収率は前年度と同様の98.0%でした。

当年度純利益は6,294万5,000円でした。前年度繰越利益剰余金を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は2億6,237万7,000円となっております。

計数等は御覧をいただきたいと思います。

以上をもちまして、令和2年度山形村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の

決算につきまして、審査結果のご報告といたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明及び代表監査委員の決算審査意見書の報告が終わりましたので、これより認定第1号から認定第7号までの議案について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第32号

○議長（三澤一男君） 日程第19、議案第32号「令和2年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第32号「令和2年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」の提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度決算により生じた利益剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容といたしましては、未処分利益剰余金が6,614万1,000円となっておりますが、そのうち3,000万円を建設改良積立金として処分し、残りの3,614万1,000円は翌年度へ繰り越すものであります。

ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第32号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第33号

○議長（三澤一男君） 日程第20、議案第33号「山形村個人情報保護条例及び山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第33号「山形村個人情報保護条例及び山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

令和3年5月に「デジタル庁設置法」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されております。これにより「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」が改正されております。これに伴い、村の関係条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、番号法で規定されている情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が「総務大臣」から「内閣総理大臣」への変更など所要の字句及び引用条項を改正するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。議案第33号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第33号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第34号

○議長（三澤一男君） 日程第21、議案第34号「山形村手教科徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第34号「山形村手教科徴収条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの再発行手数料等徴収事務について、地方公共団体情報システム機構から自治体へ委託することができる旨が明確化されたことに伴い、村の条例から当該手数料を削除するなど、所要の改正を行うものでございます。なお、国の法律の施行に合わせ、この一部改正条例は施行後、本年9月1日から適用することとしております。審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。議案第34号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第34号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第35号

○議長（三澤一男君） 日程第22、議案第35号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第35号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや、保護者との手続に係るもので書面等によることが規定されているものについて、電磁的方式による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正が行われるものでございます。

この改正に伴う必要な一部改正でございますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。議案第35号についての詳細説明はありますか。

○子育て支援課長(堤 岳志君) ありません。

○議長(三澤一男君) それでは、議案第35号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

小出敏裕議員。

○11番(小出敏裕君) 1点だけ確認というか、分からない部分がありまして、お願いをいたします。

承諾ということ、保護者等の承諾という文言がたくさん出てくるのですが、この文書という、電話でもいいということですか、それとも文書があるのか、その書式がしっかりしたものがあって、電磁媒体に保存するというのはいいのですよ、承諾とか要らないというのが。その最初のところでの書類をどのように保管するのか、そのまま破棄するのか、保護者の前でそれをやるのかどうか、細かいことで申し訳ございませんが、お願いします。

○議長(三澤一男君) ただいまの質問に答弁願います。堤子育て支援課長。

○子育て支援課長(堤 岳志君) 今回の条例改正につきまして、現在山形村では電磁式のそういう部分の運用が、様式等も含めてまだ現在その辺の工程については今後の精査をして対応するというところになります。

承諾の方法につきましては、口頭、書面等あるかと思いますが、それらの運用も含めて、詳細な部分については今後、この一部条例の議決をいただいた後に、精査してい

きたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 内容はよく分かりました。これからということでございますね。そうしましたら、そこら辺をしっかりと精査して、個人情報根幹になるところを決めようとしているわけですので、そこをしっかりと精査していただきたい。これは要望ですので、お願いします。

○議長（三澤一男君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第36号～議案第39号

○議長（三澤一男君） 日程第23、議案第36号から、日程第26、議案第39号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第36号から議案第39号の令和3年度の補正予算4件について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第36号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第3号）」でございます。

一般会計の補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の補正を行うものでございます。

第1条の歳入歳出予算の総額に8,185万7,000円を追加し、補正後の予算規模は38億4,034万4,000円とするものでございます。

主なものを申し上げますと、歳入予算では、地方交付税に3,519万7,000円、繰越金に3,005万5,000円を追加計上いたしました。

歳出予算では、各款で追加計上をしておりますが、追加額の大きい款としては総務費で1,239万3,000円、土木費で1,593万6,000円となっているほか、地方財政法の規定により、令和2年度決算の剰余金のうち3,502万8,000円を財政調整基金に積み立てる予算計上をいたしました。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第37号「令和3年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出に1,237万円を計上し、総額を10億4,017万3,000円とするもので、主な内容は、令和2年度の普通交付金の精算による国民健康保険団体連合会からの精算金の収入と、同額を長野県に支払うための負担金の支出、そして前年度繰越金の収入と、そのおよそ2分の1に相当する額を支払準備基金に積み立てるための積立金の計上となっております。

次に、議案第38号「令和3年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれに4,641万2,000円を追加し、総額を7億5,088万2,000円とするものです。

歳入予算は、繰越金に4,587万2,000円、前年度事業費確定に伴い、一般会計繰入金に53万9,000円を計上しております。

歳出予算は、保険給付費に325万6,000円、介護保険支払準備基金積立金に2,297万円、国庫支出金等過年度返還金に1,724万3,000円、一般会計繰出金に294万3,000円を計上するものでございます。

次に、議案第39号「令和3年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算に83万5,000円を追加し、総額を1,752万9,000円とするものであります。

歳入予算では、繰入金を39万6,000円、繰越金を43万9,000円計上し、歳出予算では、経営管理費の需用費を54万円、諸支出金の積立金を29万5,000円増額するものであります。

以上、令和3年度補正予算4件について、提案説明を申し上げます。ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

初めに、議案第36号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） それでは、議案第36号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第3号）」につきまして、説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正をするものでありまして、歳入歳出それぞれに8,185万7,000円

を追加し、補正後の予算規模を38億4,034万4,000円とするものであります。

補正予算書5ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括、歳入であります。増減の大きなものについて説明させていただきます。

歳入予算の主な内容は、10款、地方交付税に3,519万7,000円。19款、繰越金に3,005万5,000円を追加計上いたしました。

次に7ページの歳出であります。

歳出予算では、2款、総務費で、一般管理費、企画費などに合計で1,239万3,000円。4款、衛生費で予防費などに合計で482万7,000円、8款、土木費で道路維持費、河川改良費などに、合計で1,593万6,000円を追加計上いたしました。

また、地方財政法の規定に基づきまして、令和2年度の決算剰余金のうち、3,502万8,000円を財政調整基金費に積み立てるなど、13款、諸支出金に合計で3,852万8,000円を追加計上しております。

詳細につきましては、8ページ以降の説明書を御覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第37号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第38号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第39号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 提案説明が終わりました。これより議案第36号から議案第39号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第27、議案の委員会付託を議題とします。

本日提出されました認定第1号から認定第7号及び議案第32号から議案第39号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前 10時32分）
